

■ 景観形成基準チェックシート(重点景観地域・復興祈念公園周辺地区〔景観地区〕)

(対象：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)

- ・記載にあたっては、太枠部分のみに記入して下さい。
- ・項目欄の「具体的な配慮又は工夫の内容」について記載する場合、□印の内容については必ず記載して下さい。

届出者の氏名		
行為の場所		
周辺景観の特性		
地域の景観形成の方向		

項目	規制の視点	景観形成基準	配慮事項	具体的な配慮又は工夫の内容	適否 (記入不要)	意見 (記入不要)
高さの最高限度		地盤面(地面に高低差がある場合は、建築物の地面と接する位置の平均の高さ)から最上部までの高さを12m以下とする。	高さが12mを超えない計画がされているか。	□工作物の高さ＝ m	適・否	
形態意匠の制限	位置・規模	復興祈念公園からの眺望を妨げないよう努める。	復興祈念公園からの眺望を妨げないために配慮しているか。		適・否	
		自然の地形をできる限り生かすよう努める。	自然の地形を生かす配慮をしている。		適・否	

形態意匠の 制限	位置・規模		主要な道路（国県道）の境界から5m以上後退した位置とするよう努める。ただし、次のものを除く。 (1) 擁壁、さく、塀、自動販売機、その他これらに類するもの。 (2) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系その他これらに類するもの（その支持物を含む。） ただし、高さ20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20m超えるときは10m）以下のものに限る。	道路境界からの後退距離が確保されるよう配慮しているか。	□後退距離＝ m	適・否	
	周辺との調和		復興祈念公園と調和した形態意匠とするよう努める。	復興祈念公園との調和に配慮しているか。		適・否	
	素材	反射	工作物に、金属やガラス等の素材を用いる場合は、反射等による周辺への影響の軽減に努める。	使用材料の選定にあたって、反射等による周辺への影響に配慮しているか。		適・否	
	樹木や植栽		敷地内の樹木や植栽は、保全と活用に努める。	既存樹木の保存、活用について配慮しているか。	□既存樹木の有無：	適・否	
	照明		屋外照明を設置する場合は、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないように努める。	過度な照明とならないよう配慮しているか。		適・否	
	色彩		使用する色彩は、周辺の自然に調和し、まちなみの連続性や周辺との統一感を創出するために、 別記3 の範囲の色彩を用いる。	周辺景観との調和に配慮しているか。	□使用色：	適・否	

形態意匠の制限	自動販売機	周辺との調和	屋外に設置する自動販売機は、色彩について周辺の景観と調和させるよう努める。 さらに、建築物等に添った位置に設置することや被覆等に努める。	周辺景観との調和に配慮しているか。		適・否	
	太陽光発電設備		設置にあたっては、周辺の自然環境や眺望等の景観に配慮するよう努める。 (1) 太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間、施設から望見できる場所には設置しないよう努める。地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間、施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景等の工夫をする。 (2) 高低差のある敷地の場合、最上部の高さが周囲の景観から突出しないように努める。 (3) フレームや設備機器等の色彩は周囲の環境と調和するよう努める。	周辺の自然環境や眺望等に配慮した計画になっているか。		適・否	

取組の中で特筆すべき点	(良好な景観形成に向け特に取り組まれた事項がある場合は記入ください。)
-------------	-------------------------------------

別記3 復興祈念公園周辺地区における工作物の色彩の使用範囲

色相	明度	彩度
R、YR、Y	8以上の場合	3以下
	2以上8未満の場合	6以下
上記以外	2以上	2以下
N	2以上	—

***工作物に関する例外規定**

- (1) 色彩基準に関しては、木材や石材、土壁、レンガなどの自然素材を使用しているものや、地域固有の歴史文化的資産などで、上表の基準の範囲から外れる場合は、個別に協議し判断する。
- (2) 市長が、まちの良好な景観形成に資するものとして認めたものは、この景観形成基準によらないものとすることができる。